

中国公民の個人的所有権

西村 幸次郎

一、個人的所有権の呼称をめぐる

二、憲法と個人的所有権

三、「労働に応ずる分配」、「ブルジョアの権利」論争との関係

四、個人的所有権論争——一九六二—三年

一、個人的所有権の呼称をめぐる

中国の憲法および民法に関する主要な文献において、個人的所有権を論ずる際にいくつかの表現が用いられている。それらは、およそ次の五種類、つまり、(1)「公民生活資料所有権」⁽¹⁾(2)「公民個人所有権」⁽²⁾(3)「公民的個人財産権」⁽³⁾(4)「公民的財産所有権」⁽⁴⁾(5)「公民合法財産的所有権」⁽⁵⁾にわけられる。

このように呼称を異にする背景には、個人的所有権の性格、主体、客体、目的等の理解における相違がかかわって

いるようである。とくに、「単独経営労働者所有権」の取り扱いが関係しており、右の五種類のうち、(1)(4)はこれを含めないのに対して、(3)はこれを含め、(5)はそのことを明示していない。この問題は、新中国成立後、とりわけ、一九五四年憲法の制定以降において、中国過渡期社会に存在する、複数の経済構成要素（一九五四年憲法五条によれば、生産手段所有制の主要なものに、国家的所有制Ⅱ全人民的所有制、協同組合的所有制Ⅱ勤労大衆による集団的所有制、単独経営の勤労者による所有制、資本家的所有制の四つが確認されている）から取得される「個人財産」をいかなる権利（財産権）によって保護するかということにかかわる。

本稿では、以上のような問題が存在することを意識しつつも、社会主義国に共通に用いられている個人的所有権の概念によって論ずることにしたい。

以下、第一に、憲法上の諸問題として、個人的所有権の憲法上の構成、対象および相統権との関係、社会主義的労働・分配原則との関係を、第二に、中国の一大論争点である、「労働に応ずる分配」、「ブルジョアの権利」論争との関係を、そして、第三に、一九六二～三年の個人的所有権論争の内容を概観する。

二、憲法と個人的所有権

(一) 憲法上の構成

中国憲法は、伝統的に個人的所有権を「総綱」の章の経済制度（所有制）において規定しているが、基本的な経済的権利の一つであることにかわりはない。この点、他の社会主義憲法では、唯一例外的にルーマニア憲法が個人的所有権を「市民の基本的権利・義務」の章に規定している（三六条参照）が、その他は「経済（システム）」の章におい

て規定している。最近のソ連の動向として、「個人の社会的、経済的権利」として構成する見解が注目される。⁽⁶⁾

ところで、中国のこれまでの四つの憲法（①一九五四年九月、②一九七五年一月、③一九七八年三月、④一九八二年一月）から、公民の個人的所有権の地位を明らかにするため、(a)主体と客体、(b)相続権、(c)権利行使の制約条項、(d)労働・分配原則との関係において整理しておきたい。

(a) 主体と客体

〔五四年〕公民の合法的収入、貯蓄、家屋および各種の生活手段（一一一条）

〔七五年〕公民の労働収入、貯蓄、家屋および各種の生活手段（九条二項）

〔七八年〕公民の合法的収入、貯蓄、家屋およびその他の生活手段（九条）

〔八二年〕公民の合法的収入、貯蓄、家屋およびその他の合法的財産（一三条一項）

(b) 相続権

〔五四年〕公民の私有財産の相続権（一二条）

〔七五年〕削除

〔七八年〕削除

〔八二年〕公民の私有財産の相続権（一三条二項）

(c) 権利行使の制約条項

〔五四年〕私有財産を利用しての、公共の利益の破壊の禁止（一四条）、憲法・法律の遵守、労働紀律の遵守、公共秩序の遵守、社会公德の尊重（二〇〇条）、公共財産の神聖不可侵、公共財産の愛護・擁護（二〇一条）

〔七五年〕公共財産の不可侵、社会主義経済・公共利益の破壊の禁止（八条）

〔七八年〕公共財産の不可侵、社会経済秩序の攪乱、国家経済計画の破壊、国家と集団の財産の横領・浪費および公共利益の損壊の禁止（八条）、公共財産の愛護・保護、労働紀律の遵守、公共秩序の遵守、社会公德の尊重、国家機密の保守（五七条）

〔八二年〕公共財産の神聖不可侵・保護、国家・集団の財産の侵奪・破壊の禁止（一二条）、経済秩序の攪乱・経済計画の破壊の禁止（一五条）、国家・社会・集団の利益、公民の合法的な自由・権利の擁護（五一条）、憲法・法律の遵守、国家の機密の擁護、公共財産の擁護、労働規律の遵守、公共秩序の遵守、社会道德の尊重（五三条）

(d) 労働・分配原則

〔五四年〕規定なし

〔七五年〕「働かざるものは食うべからず」、「それぞれ能力に応じて働き、労働に応じて分配する」（九条一項）

〔七八年〕「働かざるもの食うべからず」、「それぞれ能力に応じて働き、労働に応じて分配する」、社会主義労働競争、プロレタリア階級政治優先を前提とする精神的奨励と物質的奨励の結合（前者が主）（二〇条）

〔八二年〕社会主義的公有制においては、人が人を搾取する制度が廃絶され、各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける（六条二項）、（労働原則は削除）

右のような個人的所有権に関連する諸条文の変化は、前述のように中国社会が複雑な経済要素によって構成されており、それに対する社会主義的改造の進展につれて所有制に関する規定も相応に変更をこうむらざるをえないことを反映しており、また、一九六六―七六年の「文化大革命」期に典型的に示されたような「基本路線」の対抗を顕著に

示している。

(二) 個人的所有権の対象および相続権

(1) 「合法的収入」と「労働収入」

まず、五四年、七八年、八二年の三憲法が「合法的収入」としているのに対して、七五年憲法が「労働収入」としている点に注目したい。

「合法的収入」の概念は、唐慧敏氏の所説によれば、社会の客観的条件と社会の生産関係を明確に反映し、内容が不斷に發展変化するものであり、中国の過渡期社会における公民の個人財産の来源には、①社会主義的国家的所有制および協同組合的所有制から取得される「勤劳収入」と②非社会主義的な单独經營労働者所有制および資本家的所有制から取得される「非勤劳収入」(搾取的収入)の二つがある。⁽⁷⁾

後者、つまり、「搾取的収入」の主たるものとして、民族資本家の「定息」(定額利息、固定利子)がある。当初は、一九五四年憲法一〇条の「資本家の生産手段の所有権とその他の資本の所有権」によって保護されていたのであるが、資本家的所有制に対する国家資本主義經濟形態による「利用・制限・改造」政策の遂行の結果、一九五六年末には基本的にその改造を達成し、一九五八年末には、分配の側面で「定息」を残存させるほかは、資本主義企業は国营企業に、資本家は社会主義的労働者に転化したのである。⁽⁸⁾ こうした所有制における変化があったにもかかわらず、『中華人民共和国憲法講義』は、「資本家の生産手段所有権は、固定利子制度に表現されるだけである」⁽⁹⁾として、一〇条による保護の対象とみなしたのである。これは、明らかに当時の階級関係の変化に対する正しい認識を欠くものであるが、「定息」収入を何らかの方法で保護せざるをえなくなり、そこで、過渡的現象として「合法的収入」に含

める見解と、個人的所有権の対象から排除して「搾取的性質を具有する一種の特殊な権利」とする見解が対立したのである。個人的所有権の来源を労働におく立場からは、言うまでもなく後者の見解が説得力をもつ。この問題は、一九六二―三年の論争にも尾を引いているのであり、そのことは後述するところに譲るとして、「文革」における措置とそれを確認した七五年憲法についてみることにしたい。つまり、「文革」中に、「定息」の支払いが停止され、すでにみたように個人的所有権の客体の一つとしての「合法的収入」が「労働収入」に書き改められたのである。しかし、「半封建・半植民地」というきわめて立ち遅れた経済条件に立脚して広範な統一戦線を組み、民族資本家の積極的役割を期待するとともに、彼らの功績に対する「報償」としての「定息」の支払いを停止した措置は、「左」の政策のあらわれでもあった。唐慧敏氏によれば、「労働収入」への変更は、当時の極左的な思潮の指導の下に「せっかちな移行」を行なう法的表現であり、実事求是をはなれたものと評価される⁽¹⁰⁾。この点を反省し、七八年憲法では五四年憲法と同様の「合法的収入」にあらため、その後、一九七九年一月には「ゆきすぎ」を是正したのであり、その決定の内容は次の通りである。つまり、「文化大革命中に、多くのブルジョア商工業者の銀行預金、公債、金・銀その他の財産が差し押えられた。差し押えられた預金のほとんどは、文化大革命以前に、国が既定の買取り政策にもとづいて支払った定額利子であり、その他の差押え財産の多くも生活手段であった。これらはいずれも憲法によって保護されている合法的な収入、個人資産である。今回中央は、差し押えられた預金は、その金額のいかんを問わず、すべて凍結を解除し、一度に返還するとともに、銀行の規定にもとづき、利子を支払い、本人がすでに死亡している場合はその配偶者に返還することに決めた。その他の財産ももちろん、早期に返還しなければならない。もし差し押えたものを着服したり、盗んだりしたものがいたら、情状の軽重にもとづき厳しく処理すべきである⁽¹¹⁾。」その後、八〇年中に

において「定息」が補充的に支払われ、支払いが完了したようである。現在、それは銀行預金になっているが、「合法的収入」および「貯蓄」として、個人的所有権の保護の対象となっているものと理解すべきであろう。

これまで公民の収入には、勤労収入（賃金収入と現物収入）と合法的な非勤労収入が存在する。後者については次の通りである。①比較的に短期間存在するものとして、④農業生産合作社の初級段階の土地報酬、⑤資本主義的工業に対する社会主義的改造過程における「定息」があるが、それらは生産関係の変化につれてすでに消滅している。

そして、②長期間存在するものには、①銀行預金、公債もしくは国庫券の利息収入、②国外華僑からの送金収入、③保険賠償金収入、④財産賃貸所得、⑤相続財産所得、⑥贈与財産所得が含まれる。⁽¹²⁾

(2) 「各種の生活手段」と「その他の合法的財産」

五四年、七五年、七八年の三憲法は「各種の生活手段」とするが、八二年憲法が「その他の合法的財産」に改めた背景には、前述の「定息」の取り扱いおよび若干の「生産手段」を認めざるをえないからである。すでに一九五八年の時期に農業生産合作社員の個人所有として「家庭副業経営」が論じられていた。⁽¹³⁾ 従来、古典の理解によれば、「社会的所有」というのは土地とその他の生産手段とにかんするものであり、個人的所有というのは生産物すなわち消費対象にかんするのである⁽¹⁴⁾が、現実には中国ではこれを一定程度修正しなければならないのである。しかし、八二年憲法の採択後に出版された『民法原理』は、「公民の生活手段所有権の客体」において、「その他の生活手段」をあげるものの、「その他の合法的財産」にはふれず、「生産手段」にも言及していないのである。これには、個人的所有権の性質、客体等をめぐる議論が関連しているのではなからうか。

(3) 相続権について

五四年憲法下の相統制度は、中国の過渡期の総任務を実現する法制度の一つであり、勤労人民の個人財産の相統権を保護することを通じて、家庭の睦ましい団結を促進し、新しい家庭関係を打ち固め社会主義建設・改造に奉仕するものであった。⁽¹⁵⁾

七五年、七八年両憲法では前述のように削除されているが、八二年憲法では復活した。「削除」は、直ちに相統権を否定するものではないが、公民の基本的権利の一つである相統権に対する輕視がそこにはみられる。七五年・七八年両憲法の解説書である、『鞏固無產階級專政的根本大法』（上海人民出版社、一九七五年七月）および『中華人民共和國憲法講話』（中国社会科学院法学研究所国家法研究室編写、湖北人民出版社、一九七九年二月）は、いづれも相統権に言及していない。これは、「文革」における「左」の思想のあらわれでないしその影響とみるべきであろう。

八二年憲法は、この「左」の思想を是正して五四年憲法と同一内容の相統権を復活させたのであり、その意義は、公民の合法的財産權益の保障、家庭の団結の強化、家庭の構成員における扶養義務の実現に役立ち、それによって社会の安定団結を促進し、公民の社会主義建設の積極性と創造性を發揮させることにある。⁽¹⁶⁾

(三) 個人的所有権と労働・分配原則

五四年憲法は、「資本主義から社会主義への過渡期の憲法」として、生産手段所有制の一つに「資本家的所有制」（五條）を規定し、「資本家の生産手段およびその他の資本の所有権」（二〇條）を保護する。ここから明らかのように、五四年憲法は労働・分配原則を規定する条件をもたなかったのである。その後、国营企業における八級賃金制の確立、「三大改造」の基本的達成によって、労働・分配原則を確認できる条件が生まれた。この状況を背景に、労働・分配原則について、七五年憲法は個人的所有権と同一の条文に、しかもそれに先行するものとして規定し（九條、七

八年憲法では個人的所有権（九条）のあとに規定している（一〇条）。それに対して、八二年憲法は、労働原則を削除し、分配原則のみを、「社会主義的経済制度」（六条）に置いているが、その点は七五年・七八年両憲法に比して大きな変更である。

まず、労働原則の削除ということである。八二年憲法の制定過程において、「働かざるものは食うべからず」の問題について、若干の人が働かずして食っていることを理由に憲法に書き込む必要なしとする意見と、これは社会主義の重要な問題であるので憲法に書き込むべきものとする意見とが対立したようである。⁽¹⁷⁾結局のところ、労働原則が削除されたのであるが、その理由として「中国の実際状況に合致する」ことが強調されている。「実際状況」とは具体的に何を意味するかについては明確にされていないが、待業青年その他の失業問題が具体的にはかかわっているものと思われる。ただ、分配原則における「各人は能力に応じて働く」ということと労働の権利Ⅱ義務規定（四二条）があれば、ある意味では刺激的な労働原則を規定しなくとも充分であるとする判断があるのかも知れない。なお、他の現行の社会主義国憲法も労働原則を規定していない。

つぎに、八二年憲法は、分配原則を六条二項に引き上げ、個人的所有権の条項と切り離していることである。この変更は単に形式上だけではなく、一定の内容上のものを含んでいる。つまり、今日の中国の客観的条件（経済・所有制）において、「労働に応ずる分配」原則を公民一般に適用できない状況下にあり、具体的には、「個人経営経済」（二一条）、「外国企業その他の外国経済組織および中外合資経営企業」（一八条）を除く、「社会主義的公有制」に限定せざるをえないのである。

三、「労働に応ずる分配」、「ブルジョアの権利」論争との関係

個人的所有権と「労働に応ずる分配」は、前述の憲法条文にみるように、きわめて密接な関係にある。つまり、国民の個人財産は、主に、「労働に応ずる分配」の原則にもとづいて国民所得の中の消費基金から取得されるものであり、機関・企業の職員、労働者の賃金もしくは公社・合作社社員に分配される報酬として表現される。

ところで、中国の社会主義建設はこの「労働に応ずる分配」の理解と実践的意義をめぐって大きく揺れ動いてきたと言つても過言ではない。その歴史を憲法規定の変遷との関連を念頭に置きながら概観しておきたい。

一九五八年一〇月に、張春橋（当時、上海市委員会文芸工作部長）が「ブルジョアの権利思想を打破しよう」を發表し、「ブルジョアの権利思想の核心は等級制度である」として、「労働に応ずる分配」の具体的形態である賃金制度を、「等級制度」として「錢能通神」（地獄の沙汰も金次第）で人を怠惰にするものと批判したのである。

こうした問題提起が直接的契機となつて、上海学術界、北京政法学界において議論がまき起つた。議論は多岐にわたるが、本稿にかかわる「労働に応ずる分配」原則をめぐる鋭い対立がみられた。それは、次の三つの見解に集約される。つまり、(1)徹頭徹尾のブルジョアの権利の残余である、(2)社会主義的原則であつてブルジョアの権利の残余ではない、(3)社会主義的原則でもあり、ブルジョアの権利の残余でもある——の三つである。筆者のみるところ、第三の見解が当時の支配的なものだった。そして、この見解を代表するものに、北京大学法律系科学研究小組「ブルジョアの権利の残余の問題について」⁽²⁰⁾、孫亜明「『労働に応ずる分配』とブルジョアの権利の残余の問題について」⁽²¹⁾などがあり、その論旨は次のようである。

(1)「労働に応ずる分配」の原則は、基本的に中国の経済条件と人々の思想的自覚水準に適合し、したがって不可避免的であり、一定時期においてそれは社会的生産力の発展に対して積極的促進作用を果たす。(2)同時に、「労働に応ずる分配」原則が依然ブルジョアの権利の狭い限界を超えないので、一定の消極的作用をもっている。(3)そこで政治による統率の下にこの分配原則の積極的作用を発揮させ、その消極的作用を制限するのであり、物質的奨励と政治思想活動を密接に結合しなければならない。

その後、「文革」において、例えば、張春橋「ブルジョア階級にたいする全面的独裁について」⁽²²⁾の考え方を体现する「鞏固無産階級專政的根本大法」⁽²³⁾は、毛沢東の「わが国が現在実行しているのは商品制度であり、賃金制度も不平等であって、八等級賃金制である、等々。これらは、プロレタリア階級独裁のもとではじめて制限することができるのである」という言葉を引き合いに出して次のように言う。「社会主義社会にブルジョアの権利がまだ存在するのは避けられない。プロレタリア階級の国家は、長期にわたる社会主義革命の過程で、しだいしだいに三大差異を縮小し等級的差異を縮小して、しだいしだいにこのような差異をなくする物質的条件と精神的条件をつくりだすのに役立つように、ブルジョアの権利に制限を加えるべきである。そうするのではなく、ブルジョアの権利とそれがもたらす不平等を固め、拡大し、強化するならば、不可避免的に、両極分化の現象を生み、資本主義とブルジョア階級がひじょうに急速に発展するであろう。」ここから明らかなように、「ブルジョアの権利」の具体的形態として「労働に応ずる分配」を位置づけ、その消極面・否定面を強調し、それを制限する考え方が、憲法一二条の「ブルジョア階級に対する全面的独裁」と結びつくことによって、「それぞれ能力に応じて働き、労働に応じて分配する」原則(九条一項)は事実上否定もしくは無視されたのである。

毛沢東死去（一九七六年九月）後、「四人組」（江青、張春橋、姚文元、王洪文）批判が展開されるが、分配面において、張春橋に対して向けられる薛暮橋の批判が一つの典型をなしている。それは以下の通りである。⁽²⁴⁾「彼は社会主義的分配関係におけるブルジョアの権利の範囲を拡大し、それが分配の面全体においてなおも支配的地位を占めるとでたらめをいつている。」「張春橋は、社会主義制度を黒くぬりつぶすために、でたらめにも『生産物が「労働に依じて」分配される』ということを、社会的生産物全体の『分配の面において』ブルジョアの権利が依然として『支配的地位を占める』と改竄し、社会主義の分配制度全体をブルジョアの権利の枠におしこもうとたくらんだのである。張春橋がこのような奇怪な議論を鼓吹した目的は、社会主義的分配原則を資本主義的分配原則であるとみなし、社会主義的分配原則を堅持する革命幹部にブルジョアの権利を『もっとも大切なもの』としているという罪名を加え、『走資派』の帽子をかぶせてすべて打倒するためである。」

ここには、張春橋の主観主義的、絶対平均主義的思考に対する鋭い批判がある。七八年憲法一〇条は、こうした「四人組」批判の成果を確認し、その一項では労働・分配原則を、二項では「労働は労働能力をもつすべての公民の光榮ある責務である。国家は社会主義労働競争を提唱し、プロレタリア階級の政治優先を前提に、精神的奨励と物質的奨励を結びつけ、かつ精神的奨励を主とする方針を實行し、公民の労働における社会主義的積極性と創意性を鼓舞する」と規定する。ここでは、「労働に應ずる分配」の社会主義社会における存在の不可避性と積極的作用が確認されている。『中華人民共和国憲法講話』（一九七九年前出九〇―一頁）もこの点について、これは完璧な方針であり、必ずや全面的かつ正確に貫徹執行しなければならないとし、精神的奨励を主とすることは政治思想活動をしつかりと行ない、革命事業の信念を強化することであるとす。そして、国家と集団が個人の消費手段を分配するにあたって、

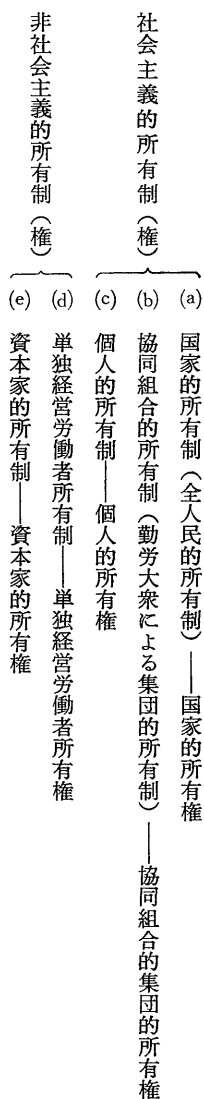
「労働に應ずる分配」の社会主義的原則を堅持し、各労働者の提供する労働の量と質にもとづいて分配を行ない、多
労多得、少労少得を実行し、広範な人民大衆の社会主義的積極性を發揮させなければならないとする。

八二年憲法の制定過程において、七五年憲法については階級闘争をカナメとする「基本路線」と「プロレタリアー
ト独裁下の継続革命」の理論を肯定し、社会主義経済建設の推進、社会生産力の発展を第二義的地位におしやっ
り、七八年憲法については「四人組」問題以降問もなくして制定され、歴史的条件と認識上の制約によって七五年憲
法の基本的特徴が根本的に改められていない、とそれぞれ批判がなされた。とくに「文革」の基本理論である「継続
革命論」の主要内容が「ブルジョアの権利の制限」にあったことを想起するならば、とくに七八年憲法一〇条の「プ
ロレタリア階級の政治優先を前提に、精神的奨励と物質的奨励を結びつけ、かつ精神的奨励を主とする方針」は、お
そらく「政治優先」、精神主義、主観主義に傾斜しやすく、これを「左」の部分として八二年憲法では削除されたも
のと思われる。しかし、一般的には「精神的奨励と物質的奨励の結合」は、つねに社会主義経済建設の正常な発展と
密接にかかわる事柄であるだけに、憲法上削除されたからと言って軽視されてはならない。この問題は「又紅又專」
（思想も専門技術も立派）の問題ともかわり、今後の中国社会主義建設の重要な論点であることにかわりはなく、
ソ連憲法（一四条、七七年）も「国家は、物質的刺激と精神的刺激とを結合し、生産革新運動および仕事に対する創造
的態度を奨励することによって、労働がソビエトの一人ひとりの人間の第一義的な生活欲求に転化するのを促進す
る⁽²⁶⁾」とするように、社会主義国に共通性をもっている。

四、個人的所有権論争——一九六二—三年

(一) 論争の歴史的前提

個人的所有権をめぐる論争がなされた六二—三年は、基本的には五四年憲法下の時期にあるが、そもそも五四年憲法の規定する所有制（権）体系は過渡期経済を反映して次の通りであった。



(a)(b)(c)が社会主义的所有（権）制度として統一的全体を構成し、それらの中で(a)(b)が所有（権）制度の核心かつ主要なものであり、(c)は(a)(b)から派生するものである。

それに対して(d)(e)は非社会主义的所有（権）として、漸次改造されるべき過渡的な所有制（権）として位置づけられる。つまり、(d)に対しては、生産、販売、信用の協同化を組織して集団化する道（八、九条参照）が、また、(e)に対しては、利用・制限・改造政策を採用し、国家資本主義経済の諸形態を通じて全人民的所有制に転化する道（一〇条参照）がそれぞれに明記された。そして、改造政策の遂行の結果、一九五六年末に、農業、手工業、資本主義工商業に対する「三大改造」が基本的に達成された。その後、人民公社化による協同化、全業種にわたる公私合営化によ

って、社会主義的所有制が拡大・強化するのではあるが、単独経営労働者所有制（權）が残存し、資本家的所有權の残余が「定息」の形態で存続したのである。この兩者の法的性質をいかに把握し保護するか、個人的所有權との關係はどうか、家庭副業の經營との關係はどうか、等々が六二三年の主要な論点になったのである。

(二) 関懷Ⅱ柴尧邦Ⅱ皮純協論争

論争の経過からみると、関懷「論我国公民的個人所有權」⁽²⁷⁾（以下関論文とする）に対して、柴尧邦「論我国公民個人所有權和個体労働者所有權的質的差異」⁽²⁸⁾（以下柴論文とする）が批判を加え、以上の兩論文に対して皮純協「对我国公民個人所有權問題的一些看法」⁽²⁹⁾（以下皮論文とする）がさらに批判するというものである。いずれも『政法研究』誌上に發表されたものであり、今までのところ他の雜誌等において關係論文を見ることがない。

論争点は、個人的所有權の来源、主体、客体、目的、保護方法、性質等にわたり、それらは相互にからみあっているが、ここでは筆者の関心から興味ある若干の論点に整理しコメントを加えることにしたい。

(1) 個人的所有權の来源

関論文Ⅱわが国公民の個人的所有權は、主として、公民が社会労働に参加すること来源于。

皮論文Ⅱ社会主義段階における、公民の個人的所有權の来源の特質は、社会労働に参加することだけでなく、主として、彼らが社会労働に参加する過程において、支払うところの労働の量と質にもとづいて決定されるのであり、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」原則にもとづいて決定される。

「コメント」ここでは社会的労働への参加と分配原則が問題になっているが、関論文も分配原則を考慮している。

つまり、労働者、職員、公社・合作社社員は、いずれも社会主義建設に積極的に参加し、勤労の中で「各人は能力に

応じて働き、労働に應じて分配を受ける」の原則にもとづいて報酬を取得し、個人的所有権により實際的保証を与えるとしており、両論文の間に基本的相違はない。最近の何士英・潘祐周論文が、「公民が社会主義的全人民的所有制および集団的所有制の組織的労働に参加し、労働に應ずる分配の原則にもとづいて、社会的生産物の中から、個人的財産となる消費材の一部を取得する⁽³⁰⁾」と説明するが、これは、こうした論争の経緯を考慮したものと言える。

(2) 「定息」の法的性質

関論文Ⅱ民族資本家の受けとる定息は、資本家の搾取的収入であり、当然社会主義的個人的所有権の範疇に属することはできないが、当面では依然資本家の合法的収入の一つである。これは、一種の過渡的現象であり、将来中国公民の個人的財産関係においてはこの現象は存在しなくなる。

柴論文Ⅱ公民の生活手段所有権の第二は、単独経営労働者の勤労収入の中の生活手段に用いられる部分、資本家の定息収入および公民が相続とその他の合法的収入によって取得する財産等々である。

皮論文Ⅱ性質の異なる単独経営労働者所有権を生産手段と生活手段の二つの部分にひきき、また、単独経営労働者の勤労収入の中の生活手段に用いられる部分および資本家の定息を、公民の個人的所有権の中に入れ、それによって公民の個人的所有権、単独経営労働者の私有権と資本家的所有権の残余として表現される定息の、性質の異なる差異をあいまいにしている。

「コメント」本稿二、「(一)個人的所有権の対象および相続権」における既述のことと関連するが、個人的所有の源泉は市民の労働にあり、個人的所有権は社会主義的所有制から派生するのであって、搾取から派生するものではないとする伝統的見解は、「定息」を個人的所有権によって説明することを許さない。その意味で、関、皮両論文の見解

が妥当性をもっており、「定息」取得権を資本家的所有権の残余、もしくは「搾取的性質を具有する一種の特殊な権利」⁽³⁾と位置づけるべきであろう。もちろん、「定息」収入が「非勤労的合法収入」に含まれることにはかわりはない。

(3) 単独経営労働者所有権の性質

閑論文Ⅱ単独経営労働者は、数の多くない小商人を含み、彼らは少量の資金で、独立労働ないし経営をおこない、自ら損益に責任をもち、その個人的財産は同様に労働に参加することをもって主要な来源とする。また、若干の手工業者は独立の労働をおこない、合理的収入の取得を認められる。この部分の個人的所有権は私的所有権の要素を含むが、それはしだいに協同化の道を通じて最終的には集団的所有権にとってかわられる。

柴論文Ⅱ単独経営労働者は当面なおも少量の生産手段を擁し、彼らの生産は一戸毎に行ない、分散労働・分散経営し、一定程度、国家・集団経済の計画的指導と影響を受けるが、彼らの生産を直接国家ないし集団の計画の中に組み入れることはできない。彼らの生産物は、国家税収と統一買付の任務を達成して後は、国家ないし集団が統一的分配を実行できず、完全に彼らが自分で処理し、私有者の身分で市場にもって行って販売し、必要なものと交換することを認められる。このように、当面残存する個人経済の性質は、小私有経済であり、従って、単独経営労働者所有権は当面根本的な質的变化をきたさず、依然私有権的性質である。

皮論文Ⅱ単独経営労働者所有権の実現の目的は、消費上だけでなく、主として生産上の用途のためである。従って、その客体は消費手段のほかに主に生産手段である。しかし、これらの生産手段と社員の家庭副業経営用の生産手段とは同じではない。社員が擁する生産手段は小型のものであり、集団化の必要のないものであり、その使命は公民の消費手段を獲得する副次的来源となることである。それに対して、単独経営労働者が擁する生産手段はその財産の

主要部分を占める。なぜなら単独経営労働者はそれによって全生活の来源を取得するからである。

「コメント」単独経営労働者所有権を、「私的所有権の要素を含む」（閔論文）だけとするか、それとも「私所有権の性質」（柴論文）とするかの相違があるが、その背景には個人経済の国民経済全体の中でもつ位置をどうみるか、積極・消極の役割はどうか、集団化への方向に進まざるをえないことは共通に認めるとしても、そのテンポを樂觀的に短期的なものとするか、それともかなり長期的なものとするか、といった評価のわかれが存在するようである。そして、そのことは、既述の個人的所有権の呼称問題に微妙に反映しているのである。

(4) 生活手段所有権と家庭副業経営権

柴論文Ⅱ生活手段所有権と公社社員の家家庭副業経営権は、現段階の中国公民の個人的所有権の二種の表現形態である。この二種の権利の性質は基本的に同じであり、完全には同じではない。

皮論文Ⅱもしも公民の生活手段と社員の家家庭副業を公民の個人的所有権の客体であるとするなら正しいが、柴論文は具体的説明において、資本家の定息と単独経営労働者の労働収入の中の生活手段に用いられる部分を、公民の個人的所有権の内に入れることは正しくない。

「コメント」柴論文は、他の箇所において、社員が家庭副業を経営する権利は私有権の影を帯有し生活手段所有権の性質と異なる、としており、その点は皮論文と大差はない。しかし、注意すべき点の第一は、定息の法的性質をめぐって既述のように、柴論文は、公民の個人的所有権の客体を広く捉えるきらいがあるということである。第二の点は、家庭副業の位置づけについて見解がわかれていることである。これについては五四年憲法はなにも規定しておらず、五六年三月の「農業生産協同組合模範定款」に組合員の権利として「組合の労働に参加するのをさまたげない範

囲内で、家庭副業を経営する」(二三条)ことを明記する。そして『中華人民共和國民法基本問題』(一九五八年)は、それを公民の生活手段所有権の客体として扱っているのである。⁽³²⁾しかし、その後、人民公社化の進展につれて「農村人民公社工作条例六十条」⁽³³⁾(一九六二年九月)が出され、第六章で「社員家庭副業」について定めている。そこでは、社員家庭副業の財産として、(1)自留地、自留山、飼育地、開墾する荒地、(2)飼育する豚・羊・兔・鶏・あひる・鶏鳥などの家畜・家禽、(3)編み物、刺繍、採集、漁獵、養蚕、養蜂などの副業生産、(4)自留果樹、材木、住居の周囲に植えた果樹および竹木、(5)農具、工具などの生産手段(四〇条参照)があげられており、その後、七五年・七八年兩憲法は「人民公社の集団経済の発展とその絶対的優位を保障する条件のもとで、人民公社員は少量の自留地と家庭副業を営むことができ、牧畜区の公社員は少量の自留家畜を持つことができる」(いずれも七条)とし、また、現行の八二年憲法も「農村の集団経済組織に参加する勤労者は、法律の定める範囲で、自留地、自留山、家庭副業を営み、自留家畜を飼育する権利を有する」(八条)として、家庭副業の経営の権利を確認しており、その収入は公民の個人的生活手段所有権とは区別されている。⁽³⁴⁾

むすびにかえて

不十分なながらも、以上において中国における個人的所有権をめぐる諸問題を、主として憲法との関係においてみることができた。

最近の農村では「生産各戸請負制」の導入・普及によって、農民の個人財産取得の形態に一定の変化が生じている。もとよりその場合、第一に土地の所有権は集団に属し、社員はその使用权をもつだけで所有権はもたず、第二に

公社員は請負い契約により集団経済組織との間に権利・義務関係を生ずる。しかし、生産隊の統一計算・統一分配の下で、超過部分は「労働に応ずる分配」原則によって公社員に分配され、「合法的収入」もしくは「その他の合法的財産」として保護されるが、「多勞多得」の結果「萬元戸」といわれる富裕農家が出現している。確かに、平均主義を排して農民の生産の積極性を刺激・鼓舞するものであるが、同時に農村の格差をつくりだすものであり、社会主義農業のあり方、協同化のあり方を問うものとなっている。こうした事態は、必然的に、農村における公民の個人的所有権および集团的所有権の構造に一定の影響をもたらすものであり、その成行を民法典の制定の動向と合わせて注目したい。

注(1) 法学教材編輯部『民法原理』(法律出版社、一九八三年六月)一五八頁。

(2) 湖北財經學院法律系民法教研室『中華人民共和國民法講義』(試用教材、一九八〇年)一一三頁。

(3) 中央政法幹部學校國家法教研室編著『中華人民共和國憲法講義』(法律出版社、一九五七年)一五六頁、董成美編著『憲法基本知識』(上海人民出版社、一九八三年五月)一〇八頁。

(4) 中央政法幹部學校民法教研室編著『中華人民共和國民法基本問題』(法律出版社、一九五八年五月)一六一頁、修柔『趙中孚』鄭立主編『民法概論』(中國人民大學出版社、一九八二年一月)一二七頁、王作堂『魏振瀛』李志敏『朱啓超』『民法教程』(北京大學出版社、一九八三年五月)一七六頁。

(5) 蕭蔚雲『魏定仁』寶音胡日雅克琪編著『憲法學概論』(北京大學出版社、一九八二年九月)一三九頁。

(6) 稻子恒夫『社會主義と人間の權利』長谷川正安編『現代人權論』四二頁。

(7) 唐慧敏『試論我國公民的合法收入』(中國人民大學書報資料社『D41法律』一九八二年第四期四五頁以下) 參照。

(8) 詳細は、西村幸次郎『中國民族資本の保護育成と社會主義的改造』(『比較法學』第八卷第一号) 參照。

(9) 高橋『淺井共詠』一六八頁。

- (10) 唐憲敏、前掲四六頁参照。なお、これによると、一九三六年のソビエト憲法一〇条の影響が指摘されている。
- (11) 『北京周報』一九七九年第七号一頁。
- (12) 唐憲敏、前掲四六頁参照。
- (13) 『中華人民共和国民法基本問題』（前出）一六六頁。
- (14) エンゲルス『反デューリング論』（1）（国民文庫版）二一四頁。
- (15) 『中華人民共和国民法基本問題』（前出）三四一頁参照。
- (16) 陳嘉梁・張佩霖「正確認識我國繼承制度的性質及其繼續存在的必要性」（『法学研究』一九八〇年第四期一三頁）参照。
- (17) 宋日昌「關於修改憲法的我見」（『社会科学』一九八一年第一期六四頁）参照。
- (18) 中央人民廣播電台理論部編『中華人民共和国憲法講話』（法律出版社、一九八三年四月）四三頁。
- (19) 西村幸次郎訳「中国におけるブルジョアの權利論争」（『比較法学』第一二卷第一号二四六頁以下）。
- (20) 『政法研究』一九五九年第二期四四頁以下、邦訳として西村、前掲二六二頁以下。
- (21) 同右、一九五九年第二期五一頁以下参照。
- (22) 『北京周報』一九七五年第一四号。
- (23) 上海人民出版社、一九七五年七月。本書の邦訳として野間Ⅱ浅井Ⅱ近田共訳『プロレタリア階級独裁のために―中国新憲法の性格と任務』があり、その一〇七―八頁参照。
- (24) 西村訳「中国におけるブルジョアの權利論争（統）」（『比較法学』第一三卷第一号一二五頁）。他に上海市労働局『建国以来按勞分配論文選（上、下）』（一九七八年）参照。
- (25) 林良旗「四項基本原則是修改憲法的根本指導思想」（『紅旗』一九八二年第一期一八頁）参照。
- (26) 宮沢俊義編『世界憲法集』（第四版）二八九頁。
- (27) 『政法研究』一九六二年第三期一七頁以下。
- (28) 同右、一九六二年第四期四〇頁以下。

- (29) 同右、一九六三年第一期二九頁以下。
- (30) 何士英・潘祐周「略論保護公民個人所有権」『法学研究』一九八一年第三期七頁。
- (31) 『中華人民共和國民法基本問題』(前出) 一七〇頁。
- (32) 同右、一六六頁。
- (33) 『中国研究』一九七五年七月号四三頁以下。
- (34) 『民法概論』(前出、一三三頁以下) では、「農村人民公社社員家庭副業財産所有権」を、「我国公民財産所有権」(第三章) において論じている。
- (35) 『人民中国』一九八一年一〇月号一二頁以下、近藤康男・坂本楠彦編『社会主義下甦る家族経営』参照。なお、農村の財産権をめぐる紛争については、羅修雲・史南飛・鐘伯衡「当面農村財産権益糾紛的新特点」『政治与法律』第六期、一四一頁以下) 参照。